

枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年3月24日制定
市長 決 裁

1. 目的

枚方市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設等の受注機会の確保並びに障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図るため、調達方針を策定する。

2. 対象とする範囲

本調達方針の対象とする範囲は、本市（教育機関、公営企業を含む）が発注する物品や役務の調達とする。

3. 調達を推進する物品等

市が調達を推進する物品等は、障害者就労施設等が供給することが可能なものとする。

4. 調達目標

本市においては、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績が前年度実績額を上回るよう、着実に取り組むものとする。

5. 対象となる障害者就労施設等

本調達方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設（障害者支援施設）
- (2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）
- (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設）
- (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障害者）
- (8) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

6. 調達推進方法

市は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策又は他の行政目的との調和を図りつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 市内障害者就労施設等が供給する物品に関する情報を、市ホームページの掲載等により提供するよう努めるものとする。
- (2) 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障害者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約についても積極的に活用するものとする。

7. 共同受注窓口の活用

契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、大阪府等が設置している受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する共同受注窓口を活用するなど、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

8. 調達実績の公表等

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、原則、当該年度終了後に全組織に実績を照会し、健康福祉部福祉事務所 障害支援課で集計するものとする。

本調達方針に基づく実績は、市ホームページ等により公表するものとする。

9. その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するため、必要に応じて、本調達方針の見直しを行うものとする。

また、本調達方針に定めるもののほか、この方針の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 30 年 3 月 23 日決裁〕

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和 2 年 3 月 31 日決裁〕

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和 3 年 3 月 31 日決裁〕

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和 4 年 3 月 23 日決裁〕

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。